

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

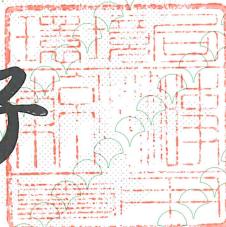
住所 神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目11番1号

氏名 株式会社阿部興業  
代表取締役 長谷川 信行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和元年 9月27日

許可の有効年月日 令和6年 9月26日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
  - ア. 廃水銀等
  - イ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

令和元年 9月27日 新規許可

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燃焼化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・二・ジクロロエチレン	シスター・二・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエタン	一・三・ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	ゼレン又はその化合物	一・四-ジオキサン	ダイオキシン類		
燃え殻		—	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○		
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
廃油											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鉱さい		○	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
ばいじん		○	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	
指定下水汚泥						—																						

〔備考〕・表中の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)